

南砺市では南砺市へ転入される方に 助成制度をご用意しています！



① 南砺市定住奨励金

5年以上市外に居住されていた方が、南砺市内に定住を目的として宅地と住宅を取得され居住を始められた場合に奨励金を交付します。

◆転入奨励金（市外に5年以上居住されていた方が転入し、転入日から起算し前後2年間以内に土地・建物を取得）

□新築住宅 100万円＋家族加算（申請者以外1人あたり5万円）

□中古住宅 60万円＋家族加算（申請者以外1人あたり5万円）

※市指定の山間過疎地域で居住する場合は、金額が1.5もしくは2倍になります。

② 南砺市多世代同居推進住宅改修等助成金

令和2年4月1日以降に同一集落内で、同居等をした日から前後1年以内に契約した、多世代同居世帯の改修、増築、建替え、別棟新築工事に補助します。

補助額 対象経費の5分の1 補助上限は下記のとおり

□多世代新婚親族 親、子及び孫が多世代同居をしており、かつ、孫がその婚姻届の提出の日以後1年以内の夫婦の方 上限100万円

□多世代若年夫婦親族 親及び子又は孫が多世代同居をしており、かつ、子又は孫が夫婦であり、かつ、当該年度の4月1日において当該夫婦のいずれかが35歳以下である方 上限50万円

□多世代夫婦親族 親、子及び孫が多世代同居をしており、かつ、孫が夫婦であるもの(多世代新婚親族及び多世代若年夫婦親族を除く。) 上限30万円

□多世代家族 親及び子、又は孫が多世代同居をしており、かつ、孫が婚姻していないもの 上限10万円

※市指定の山間過疎地域で居住する場合は、金額が1.5もしくは2倍になります。

問合せ先：南砺市市民協働部 TEL0763-23-2037
詳細：南砺市定住支援ホームページ <http://www.kurashi.city.nanto.toyama.jp/>